

令和 3 年 6 月 22 日現在

機関番号：18001
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2018～2020
課題番号：18H05645・19K20850
研究課題名（和文）フランス倒産手続と債権者個別訴訟との関係—管財人の訴訟上の地位という視座から—

研究課題名（英文）The creditors' rights of action and the powers of the trustee in french
Bankruptcy law

研究代表者
張子弦（ZHANG, Zixian）

琉球大学・法務研究科・講師

研究者番号：10822661
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、主にフランス法を対象として、債権者の手続参加機会の保障、手続の効率性の確保という観点から、倒産手続開始前後に、債権者の個別訴権と破産管財人の集団的訴権との関係や、どのような場合に倒産手続の機関が詐害行為取消権を行使できるか、債権者の訴権を行使できる倒産手続の機関（破産管財人）の法的地位を如何に理解すべきか、との問題を考察したものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

倒産法の問題は経済グローバル化の進展と共にその重要性が増えている。投資環境の改善、企業の連鎖倒産を防ぐためのインフラとして、実効性の高い倒産法制の整備が重要な課題とされてきた。本研究は、より利用しやすい倒産手続の整備を目指して、倒産手続における詐害行為取消権の処遇という問題について、手続法の観点から議論を補完した。本研究で考察した「集団的利益訴権」と集団の構成員の「個別訴権」との関係という問題は、倒産手続のみならず、幅広い法分野における重要な問題である。

研究成果の概要（英文）：This study mainly refers to French law, and from the point of view of protecting the equality of creditors and the efficiency of the bankruptcy procedure, how should we deal with the powers of bankruptcy trustees (Syndic/ MJ: mandataire judiciaire etc.) and the individual right of action belong to one of the creditors. After confirming the theories and important cases in France, this study shows that we need to review Article 45 of the Japanese Bankruptcy Law, according to new Article 424-9 of the Japanese Civil law of 2020.

研究分野：民事訴訟法 倒産法

キーワード：フランス法 倒産法 詐害行為取消権 破産管財人

1. 研究開始当初の背景

倒産手続の効率性を高めるための一つの方策としては、清算型倒産手続開始後には、破産財団と関連する請求権を破産管財人に一元化し、破産当事者による個別の権利行使を抑止することである。しかし、破産管財人は、多面的利益を保護する責任を担っており、全ての債権者の利益を保護することが困難であるため、破産手続以外に破産債権者の個別の請求権を全面的に否定すると、一般債権者の利益を害することになる。紛争解決の帰結が破産財団の増減に影響する訴訟には、債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟、株主代表訴訟および役員の実任追及訴訟がその典型である。そこで、日本民法（債権法）改正に伴い、破産手続の迅速な処理と一般債権者の利益保護を同時に実現するために、管財人が主導する倒産紛争処理手続は、いかなる基準により、倒産を機に派生する訴訟のどこまでを吸収するのかが問題について、総合的に検討する必要が生じる。当該問題について、日本では議論のすべてが尽くされていないため、諸外国の経験を参照し、適切な解釈により補完すると考えるに至った。

フランスでは、倒産裁判所の管轄権範囲の代わりに、実務上、破産管財人の訴訟法上の地位、ないし破産管財人の集団訴権（action collective）と破産債権者の個別訴権との競合関係という新たな観点から上述の問題に対する再検討が展開されている。

2. 研究の目的

日本では、破産手続開始後、手続の実効性を向上させ、債権者間の平等を保護するために、破産財団に対する管理処分権は破産管財人に専属している（破産法 78 条 1 項・34 条 1 項）。そのため、破産手続開始時に係属中の債権者の代位訴訟、詐害行為取消訴訟（破産法 45 条）は中断され、破産管財人により受継される。これに対して、フランスでは、倒産手続の開始により詐害行為取消訴訟は中断・受継されず、倒産手続進行中でも債権者による詐害行為取消権の行使は禁止されていない。他方で、フランス倒産法は、詐害行為によって総債権者（債権者団体）が被った損害を回復するために、倒産手続開始後、破産管財人等（手続の機関）にも詐害行為取消権を行使できる権限を付与している。

本研究は、一定の期間内に、確実に研究成果をあげるために、以下の問題の解明を目標としている。すなわち、現行フランス民法典における詐害行為取消権と 2005 年法改正後の倒産手続の特徴・構造、フランス法は如何なる理由から、詐害行為取消権に係る訴訟が倒産手続の開始により中断せず、倒産手続開始後に個別債権者による詐害行為取消権の行使を許容するに至ったのか、③次に、倒産手続の機関はどのような場合に民法上の詐害行為取消権を行使できるか、

最後に、詐害行為取消権の個別債権者による行使と倒産手続の機関による行使は如何なる関係にあるのか、という四つである。

3. 研究の方法

（1）文献調査と現地調査

研究手法として、まず、現行法の全体構造と過去の制度における問題点を考察するために、フランス民法、民事訴訟法、倒産法に関する論文や判例評釈を中心に一次資料を収集した。また、上述の研究目的を達成するために、特にフランス法における独特の制度設計ができた当時フランスの社会的経済的状況に対する実態調査が必要となり、これまでの研究活動によって構築したネットワークを活用し、フランス現地の商法・倒産法の研究者及び実務家にインタビューを実行した。日本国内で入手できなかった資料についても、現地調査の機会を活用しフランスの国立図書館または研究室に赴き多くの資料を集めた。

（2）研究報告

これまで蓄積してきた資料を踏まえて、研究成果をまとめたうえで、本研究課題に関心を抱く研究者との意見交換や、研究会での口頭発表により、問題意識を共有し、多面的な批判を受けて研究内容を改善した。

4. 研究成果

(1) 主要の研究課題について

2018 年度

2018 年度後半は、資料収集と研究準備に専念した。研究の準備段階においては、当初予定していた情報収集のほかに、2018 年 10 月に、韓国で開催された第 11 回東アジア倒産再建シンポジウムに参加した。同シンポジウムの報告を翻訳する機会を得、その後、翻訳成果は学術雑誌に公表された（国際商事法務 47 巻 2 号（2019 年）132-138 頁、琉大法學 103 号、165-183 頁を参照）。同シンポジウムで知り合った研究者の依頼を受け、2018 年 11 月 30 に中国人民大学破産法センター主催の「個人債務整理国際シンポジウム（International Symposium on Personal Insolvency Reform）（中国語表記：个人债务清理国际研讨会）」に参加し、本研究の問題意識を共有する機会を得た。特に、日本の倒産 ADR（私的整理など）において、詐害行為取消訴訟は包括的債務処理制度（私的整理手続における適用）として活用されている、ということを確認することができた。そして、同シンポジウムにおいて、破産法最先端で活躍している諸外国の学者と実務家との交流の中で、研究視野が広がれた。

2019 年度

2019 年度前半は、まずフランス人の倒産法研究者にインタビューをし（2019 年 5 月）、そこから得られた情報や日本法への示唆についての分析・検討を行った。フランス法における状況の調査が相当程度進めていて、2019 年度後半では、もっぱら研究成果のとりまとめの期間とした。まずは、これまでの研究で得られた情報を取りまとめ、2019 年 5 月 21 に研究会で報告するに至った。北海道大学民事法研究会では、様々な指摘やコメントをいただき、研究内容をさらに精緻化することができた。最後に、研究成果の一部を論説の形で公表した（「フランス法における詐害行為取消権の行使と倒産手続（1）」北大法学論集 71(3) 99-136 頁）。

より具体的には、まず、倒産手続における詐害行為取消権の処遇という問題に関して、フランス法における取り扱いを考察した。フランス法における議論を分析した結果、個別債権者のための詐害行為取消権と総債権者のための詐害行為取消権（管財人による行使）の両方が並存しているということが分かった。そのため、本研究では、詐害行為取消権の行使を、平常時と倒産手続開始後に分けて考察すると決めた。具体的に、2019 年度の研究で判明したのは以下のものである。すなわち、倒産手続開始前にすでに係属している詐害行為取消訴訟が倒産手続の開始により中断せず、倒産手続開始後に個別債権者による行使を許容する理由は、①詐害行為取消訴訟の對抗不能の効果（個別効果）及び②個別権利行使原則に対する理解（債権者の固有訴権）、③否認権の適用範囲などにある、ということである。

2020 年度

2020 年度には、日本民法（債権法）改正や倒産法における破産管財人の法的地位に関する議論がより一層進展してきたため、倒産手続開始後の詐害行為取消権の行使を検討する際、新しい情報にフォローする必要があると実感し、研究期間の延長を申請した。

延長期間においては、倒産手続開始後の詐害行為取消権の行使について、以下の研究成果が得られた。(i) まず、日本法において、詐害行為取消権の認容判決の効果がすべての債権者に生じるという考え方が取られてきた。比較法的観点からすると、日本の詐害行為取消権は集団的效果を前提としており、1985 年法以前のフランス倒産法で認められていた債権者の集団的利益訴権の *ut singuli* と類似するものであるといえる。(ii) また、改正民法 424 条の 9 の場合において、詐害行為取消訴訟は、個別的な債権回収の手段として期待されており、取消債権者にのみ受益させる現行フランス民法典における詐害行為取消権と類似性を有する。これに対して、(iii) フランスの倒産手続における個別的権利行使停止の原則は、一般的に、債務者の責任財産から個別的債権回収を図る訴訟又は行為を規制するルールであると解されている。財産処分行為にかかわる金銭債権や損害賠償請求権以外債権者の固有の訴権は、当該原則の例外とされている。この点については、日仏法の相違点が見られる。

以上の研究成果に基づいて、本研究では、フランス法における裁判実務と学説は、日本倒産法における関連問題の再検討に示唆を与えることができるということを提示した。2020 年度後半、これまでの研究成果を取りまとめ、連載論文の形で公表した（「フランス法における詐害行為取消権の行使と倒産手続（2・完）」北大法学論集 70(6) 31-53 頁）。

(2) その他の関連課題

本研究の鍵となる「集団的利益〔intérêt collectif〕」という概念は、フランス法において昔から存在し、様々な法律分野において用いられている。債権者の個人利益を保護するための個別訴権は個人に付与されるが、集団的利益を擁護するための訴権（「集団利益訴権」と称する）は非営利団体・協会〔association〕、法人の代表、手続の機関等に付与される。例えば、株主代表訴訟において株主に与えられる会社訴権〔action sociale〕、労働事件における労働組合の代位訴権〔action de substitution〕、共同相続人の共通の利益のための訴権、消費者被害回復に関するグループ訴権などは、集団利益訴権の例である。

日本では、法改正前の「遺留分減殺請求権」は、相続財産から逸出した部分の取り戻し、第三者の利益保護という観点から、詐害行為取消権と類似するところが多い。この点を考慮し、本研究の問題関心は遺留分侵害額請求権にも広げた。そこで、報告者が2019年琉球大学で開催された第5回日台シンポジウムに参加し、研究報告の機会を得た（「日本民法(相続法)改正と家族企業の承継：遺留分制度を中心として」琉大法學 101 巻, 61-70 頁）。また、2019年5月21日に、北海道大学法学研究科が主催した北大労働判例研究会において、フランス労働法における労働者個別訴権の集団的行使という問題を検討し、問題意識を共有した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 池偉宏（著）張子弦（訳）	4. 巻 47巻2号
2. 論文標題 第10回 東アジア倒産再建シンポジウム(ソウル)の報告(1)中国におけるIT技術の活用と倒産手続の近時の発展	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 132-138頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 張子弦	4. 巻 101
2. 論文標題 「日本民法(相続法)改正と家族企業の承継：遺留分制度を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 琉大法學	6. 最初と最後の頁 61-70頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 張子弦	4. 巻 70巻6号
2. 論文標題 フランス法における詐害行為取消権の行使と倒産手続（1）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 31-53頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 張子弦	4. 巻 71巻3号
2. 論文標題 フランス法における詐害行為取消権の行使と倒産手続（2・完）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 99-136頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 蘇潔澈(著)張子弦(訳)	4. 巻 103号
2. 論文標題 中国金融機関の倒産手続における金融監督当局の役割	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 165-183頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計4件(うち招待講演 1件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 張子弦
2. 発表標題 「日本の倒産ADR制度からの示唆」
3. 学会等名 2018年11月30日北京・中国人民大学破産法センター主催「個人債務整理国際シンポジウム(International Symposium on Personal Insolvency Reform)」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 張子弦
2. 発表標題 中小企業の事業承継の実態と対策 家族企業の廃業・倒産を防ぐ支援方法
3. 学会等名 第5回日台法学シンポジウム(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 張子弦
2. 発表標題 フランス労働法における労働者個別訴権の集团的行使
3. 学会等名 北海道大学法学研究科社会法研究会(労働判例研究会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 張 子弦
2. 発表標題 詐害行為取消訴訟と倒産手続の開始 フランス法におけるパウルス訴権 (action paulienne) を対象として
3. 学会等名 北海道大学法学研究科民事法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 李昊 (編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北京大学出版社	5. 総ページ数 316
3. 書名 《日本民法修正：回顧与反思》	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------